

## 東京都立つばさ総合高等学校 いじめ防止基本方針

学校いじめ対策委員会

### いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、互いの「よさ」を認め合い、他所を尊重することができる豊かな人間性を備えた生徒を育成していく。そして、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### (2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (3) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを絶対に行わないこと。また、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置するようなことも絶対にしないこと。

◆ 何か気付いたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談してみよう。

#### <学校内>

担任、養護教諭、年次の先生、教科担当の先生、カウンセラーなど  
スクールカウンセラーに相談したいときは保健室まで（秘密厳守）

#### <学校外>

東京都いじめ相談ホットライン（24 時間受付）	03-5331-8288
	0570-0-78310
いじめ等の問題解決支援チーム	03-3360-4197
子どもの人権110番（通話料無料）	0120-007-110
ヤングテレホンコーナー（警視庁少年相談室）	03-3580-4970